

## 令和5年5月臨時会 産業労働企業委員会の概要

日時 令和5年5月23日（火） 開会 午後4時42分  
閉会 午後5時23分

場所 第5委員会室

出席委員 高木功介委員長  
逢澤圭一郎副委員長  
栄寛美委員、林薫委員、吉良英敏委員、白土幸仁委員、神尾高善委員  
泉津井京子委員、山根史子委員、塩野正行委員、松坂喜浩委員、中川浩委員

欠席委員 なし

説明者 [産業労働部関係]  
目良聡産業労働部長、野尻一敏産業労働部地域経済・観光局長、  
浪江治産業労働部産業政策局長、久保佳代子産業労働部雇用労働局長、  
竹内康樹産業労働政策課長、小貝喜海雄商業・サービス産業支援課長、  
神野真邦産業支援課長、坂入康昭産業創造課長、  
村井秀成産業拠点整備推進幹、島田守企業立地課長、横内治金融課長、  
松澤純一観光課長、高橋利維雇用労働課長、鯨井素子人材活躍支援課長、  
深野成昭多様な働き方推進課長、植竹眞生産業人材育成課長

### 会議に付した事件並びに審査結果

#### 1 議案

議案番号	件名	結果
第77号	令和5年度埼玉県一般会計補正予算（第1号）のうち 産業労働部関係	原案可決

### 報告事項

なし

**【付託議案に対する質疑（産業労働部関係）】**

**林委員**

- 1 中小企業等における原材料の転換等の支援の事業内容に関して、専門家助言の対象件数が50件となっているが、この根拠は何か。
- 2 支援カルテとはどのようなものか。

**産業支援課長**

- 1 本事業は、専門家派遣と設備投資等への補助金との2本立ての事業として考えており、メインとなっているのが設備投資等の補助金である。設備投資等を行う前に、専門家により支援カルテを作成してもらい、有効な設備投資等を実施してもらう事業設計としている。この設備投資に要する期間を半年は確保したいと考えており、支援カルテの作成や補助金申請に要する期間も考慮すると、専門家派遣は約1ヵ月で実施しなければならない。支援カルテの作成やアドバイスは主に中小企業診断士に依頼する予定であるが、中小企業診断協会等に相談したところ、日程調整等を考慮すると50件が限度であろうとのことだった。また、東京都も類似の補助金を設けており、年に数回補助金の申請を受け付けているが、1回につき50件程度専門家派遣の申請がある、ということも参考にした。
- 2 原材料高騰に対する課題解決に向けた具体的なアドバイスや見込まれる効果を記述したものを想定している。詳細は今後、専門家である中小企業診断士等に相談し策定する予定である。

**林委員**

専門家の派遣について、50件では少ないのではないかと。

**産業支援課長**

県としても広く中小企業等に体質改善をしてもらいたいと考えている。補助金の枠としては5億円用意しており、上限は750万円で、仮に1件500万円であると100件となる。下限は250,000円からにしているため、もっと平均が低ければ、5億円に対し更に件数が増えていくこととなる。それに対して、専門家派遣だけではなく、ふだん付き合いのある認定支援機関、士業やコンサルタント、商工会議所、商工会などが作成した支援カルテでも補助金の申請ができるようにしている。さらに、産業振興公社において通年でよろず支援拠点を開いており、価格高騰だけではなく、販売促進やデザインなどについても相談可能な体制を整えている。具体的なアドバイスを求めている事業者には、このような取組を紹介して、フォローアップをしていく。

## 林委員

支援カルテと補助金申請の件数は同数となるのか。

## 産業支援課長

支援カルテは補助金申請の際の必須書類と考えている。そのため、支援カルテの件数と補助金申請の件数はイコールになる。なお、専門家派遣で作成する支援カルテのほか、認定支援機関による支援カルテでも補助金の申請は可能である。

## 栄委員

- 1 特別高圧電力を使用する中小企業等への支援について、支援の対象となる大型商業施設とオフィスの対象数はどの程度か。
- 2 価格転嫁相談窓口を設置するとあるが、具体的にどこに設置する予定なのか。

## 商業・サービス産業支援課長

- 1 大規模商業施設については43施設、2,250テナントが対象になると推計している。オフィスビルは5施設程度と推計している。

## 産業労働政策課長

- 2 価格転嫁の相談窓口は、主に専門家による伴走型支援の受付のための窓口となっている。窓口で相談内容の概要を把握し相談内容に対応可能な専門家を手配して、伴走型支援につなげていこうと考えている。相談窓口の設置場所については、専門家による伴走型支援の委託先のほか、価格転嫁の円滑化に関する協定の締結団体である商工会議所連合会、商工会連合会に設置する予定である。

## 栄委員

- 1 特別高圧電力を使用する中小企業等への支援について、9月分までは支援があるようだが、それ以降の支援はどう考えているのか。
- 2 国の「パートナーシップ構築宣言登録」に向けた個別企業への働き掛けについて、「パートナーシップ構築宣言」の登録企業は何社あるのか。

## 商業・サービス産業支援課長

- 1 今回の支援は国の地方創生臨時交付金を活用した一時的なものと考えている。基本的に物価高騰に伴うコストの上昇に関するものについては、商品やサービスの価格などに適正に価格転嫁を行っていくものと考えている。今後は価格転嫁の円滑化に向けた取組を一層進めていく。

## 産業労働政策課長

- 2 本日現在で1,212社である。

## 栄委員

登録後どのような効果があったかなど、効果測定はどのように行っているのか。

## 産業労働政策課長

パートナーシップ構築宣言の登録数を増やした上で、価格転嫁が十分にできているかどうかのアンケートを実施している。また、関係各方面からの意見も聴いており、例えば、令和5年4月28日に開催した「強い経済の構築に向けた埼玉県戦略会議」で関東財務局から出された資料に「おおむね価格転嫁ができている」と回答した企業の割合が本年1月現在で約2割だったものが4月現在で4割になるなど、一定の進展がみられている。

## 泉津井委員

- 1 令和4年12月定例会にて、県内上場企業63社中10社がパートナーシップ構築宣言に登録されていると答弁があったが、現在はどの程度増えているのか。
- 2 大企業が率先して登録することで中小企業も追随すると思うが、大企業の登録を促すための取組は行っているのか。

## 産業労働政策課長

- 1 県内上場企業の中で現在登録している企業数は、23社である。
- 2 大企業は県内産業界をリードしている立場でもあり、影響力は非常に大きいものである。更に働き掛けを強化し、金融機関と連携しながら県職員が個別に働き掛けを行い重点的に対応していきたい。

## 泉津井委員

本県の登録企業数は中小企業を合わせて1,212社で全国5位であると聞いている。今年度の登録企業数の目標はどう考えているのか。

## 産業労働政策課長

令和6年3月末までにパートナーシップ構築宣言の宣言率全国トップを目指したいと考えている。

## 山根委員

- 1 特別高圧電力を使用する中小企業への支援について、国の支援策でも大企業は補助対象にならないということだが、本支援策でも大企業を補助対象に含まないとした理由は何か。
- 2 特別高圧電力を使用する大規模商業施設に入っているテナントは全て補助対象となるということか。
- 3 本支援策について、市町村はどのように関わるのか。
- 4 中小企業等に対する原材料の転換等の支援について、中小企業診断士などの専門家

が事業所を訪問し助言を実施するとあるが、中小企業診断士はどのように決めるのか。また、補助金の予算額が限られる中、多くの申請があった場合はどのように補助対象事業者を決定するのか。

#### **商業・サービス産業支援課長**

- 1 本支援については、限られた国の交付金を効果的に活用するという観点で検討し、より体力の少ない中小企業への支援が必要ということなどを総合的に勘案し、中小企業に限定した。
- 2 大規模商業施設に入る中小企業のテナントは全て支援対象となる予定である。
- 3 市町村には、本支援策の周知について協力を依頼する予定である。

#### **産業支援課長**

- 4 例えば「パートナーシップ構築宣言」は企業への呼び掛けのため専門家派遣を行っているが、中小企業診断協会に派遣業務を委託している。本事業もそのような事業者に委託し、委託先が中小企業診断士を選定して派遣するという形を考えている。また、補助金の申請に当たっては、支援カルテに基づいて、具体的な価格高騰の影響やそれに対する取組、その結果、価格高騰に対してどのような効果があり体質改善が行われるのかを具体的に記述してもらう予定である。その上で、中小企業診断士を中心とした審査員3名による審査を考えており、採点結果の上位から採択していく予定である。

#### **山根委員**

- 1 特別高圧電力を使用する中小企業への支援について、自社が対象にならないのではという誤解を生じないように丁寧な周知が必要と思われるが、どのように周知を行うのか。
- 2 中小企業等における原材料の転換等の支援について、これまでも様々な補助事業があったが、中小企業等からは一生懸命労力を費やして申請してもなかなか採択されないといった声も聞こえてくる。この設備投資等の経費補助には、申請に対するフォローはあるのか。

#### **商業・サービス産業支援課長**

- 1 大規模小売店舗立地法を所管しており、県内にどのような商業施設があるのかを把握している。商業施設の管理者に対して個別に確認を取り、特別高圧電力を受電している場合はテナントに情報が行き渡るよう周知を依頼する。また、電力会社にも協力を依頼し周知を図っていく。

#### **産業支援課長**

- 2 県としても予算に限りがあるため、予算を超えてしまった場合には、効果の高いところを優先して採択せざるを得ない。確かに、事業者は補助金の申請に当たってある

程度の労力を掛ける必要がある。例えば、設備投資の補助金として国の「ものづくり補助金」があるが、この補助金を申請するためには具体的な付加価値額や賃金の増加などにまで踏み込んで事業計画を立てる必要があるため、事業者にとって非常に手間がかかりハードルが高い。しかし今回の支援策については、こうした記載を不要としており、できるだけ事業者が喫緊に設備投資や体質改善に取り組めるような申請書、書式にしたいと考えている。その上で、もし採択されなかった場合でも、よろず支援拠点などを紹介し、フォローに努めていきたいと考えている。

#### 松坂委員

- 1 円滑な価格転嫁に向けた環境整備について、価格転嫁が行いやすい機運醸成に向け、具体的にどのような広報を考えているのか。
- 2 価格転嫁相談窓口について、商工会・商工会議所を想定しているとのことであったが、商工会・商工会議所にはどのようなことを期待しているのか。
- 3 価格交渉支援ツールとは何か。

#### 産業労働政策課長

- 1 事業者向けに適切な価格転嫁を啓発していく広報が大事だと考えている。まずは経済紙やビジネス雑誌を活用し、9月あるいは3月の価格交渉促進月間に合わせて、広報を実施していきたい。
- 2 窓口で相談内容を把握、整理し、相談内容に応じてこうした価格転嫁の支援をしていることを周知してもらいたいと考えている。
- 3 価格交渉を行う際には、原材料費の上昇などの根拠資料が必要になると考えており、その際に活用できるよう開発したツールである。幅広い業種、品目に対応して、主要な原材料価格の推移を示す資料を簡単に作成でき、これにより、価格交渉が行いやすくなると見込んでいる。

#### 松坂委員

様々な産業分野から、価格高騰やどのように単価を上げていくのか、という相談を受ける。環境整備を県で整えていくのはなかなか難しいが、相談窓口は様々な業種に対してどのような支援、後押しができるのか。

#### 産業労働政策課長

業種によって様々な課題や悩みごとがあろうかと思う。そうした中で、商工会や商工会議所に窓口となってもらい相談内容の概要把握をすることが一義的にある。また、今回の支援策では、働き掛けとともに伴走型支援で専門家による相談を行う。商工会等が相談を受けた後に、相談内容に応じて専門家により伴走型支援を行うことを考えている。

#### 塩野委員

- 1 補助対象となる特別高圧電力を受電している工場・工業団地はどの程度か。

- 2 国が一般家庭を対象にしている電気料金の支援策においては、一般家庭は特段手続なく自動的に割引が適用される仕組みとなっているが、本支援策はどのようなスキームで支援するのか。
- 3 4割程度の企業が価格転嫁できておりこの比率も上がっているとのことで心強いと思う反面、できていない企業が残る6割程度あるということでもあるので、価格転嫁できる状況を作っていくことが重要である。また、既に価格転嫁できている企業でも十分に価格転嫁できているかどうかとも重要であるが、状況について把握しているのか。
- 4 中小企業にとっては死活問題であるので、価格転嫁は確実にされることが求められている。そのための伴走型支援の実施は、県の本気度が問われる事業であり、大いに期待している。結果の伴った事業にしてもらいたいという意味から質問するが、中小企業は現在、原材料価格の高騰だけではなく人手不足も大きな課題となっており、価格転嫁に留まらず、将来の賃上げにまでつなげていかないと人手不足の解消に至らないと考える。価格転嫁ができていない残り6割程度の企業に対し、県としてどのような方針で取り組んでいくのか。

#### 産業支援課長

- 1 個人情報であるため電力会社から確実な数値が入手できなかったが、工場は66工場、工業団地については2工業団地あると推計している。
- 2 電力会社において契約者が中小企業か否かの区別ができないため、電力会社を通じての支援ができない。そのため、各中小企業から申請書を提出してもらい、中小企業要件を満たしているかどうかの確認も含めて県で審査していく。7月に最初の申請受付を開始したいと考えており、4月から6月の3ヶ月分の電気使用料について申請を受け付ける予定である。その後は、各月の使用量をそれぞれ受付することを想定しているが、企業の判断で一括して9月に申請することも可能である。

#### 産業労働政策課長

- 3 十分に価格転嫁できているかどうかについては、アンケート調査を行い状況を確認している。また、パートナーシップ構築宣言に登録している企業でも価格交渉の仕方が分からないという企業がいるが、こうした企業に対しては伴走型支援を行い、適切な価格交渉や円滑な価格転嫁ができるよう環境を作っていくことが重要だと考えている。
- 4 価格転嫁を進めていく中で、県内中小企業の稼げる力を高め、賃上げの正のスパイラルにつなげていくために、適切に価格転嫁できる環境を作り上げていくことが重要だと考えている。令和5年4月28日に「強い経済の構築に向けた埼玉県戦略会議」を開催したが、関東財務局からヒアリング調査を基に、価格転嫁の実施状況と賃上げの動向の相関関係を分析した資料が提出された。「7割以上価格転嫁できた」と回答した企業の75%以上の企業がベースアップしていると回答しているおり、こうしたことから価格転嫁は非常に重要だと考えている。引き続き、パートナーシップ構築

宣言の登録促進を行うとともに、企業の希望に応じてノウハウ獲得に向けた伴走型支援をして、しっかりと環境づくりをしていきたい。

#### **渋谷委員**

個人情報であるため電力会社から確実な情報を得られないとのことだが、特別高圧電力の支援対象となる施設に対し、周知漏れがないよう工夫して取り組んでほしい。何か考えはあるか。

#### **産業支援課長**

電力会社からは、個人情報保護の観点から個別の事業者名を教えてもらうことはできないが、周知については協力できるとの回答を得ている。そのほかに、経済団体や商工会議所、市町村の広報ツールを通じて漏れがないよう周知を図っていく。